

申請番組名	審査項目	1 資金調達の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性	3 放送番組の制作及び調達等
ア番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:58,202千円</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金</li> <li>確実性を証明する書類:預金残高証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は97.9% (自社制作の割合71.1% 他社から調達する番組の割合26.8%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
イ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:175,462千円</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既にHD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:借入金</li> <li>確実性を証明する書類:融資証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合96.0% 他社から調達する番組の割合4.0%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ウ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:59,002千円</li> <li>また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金、資本金、利益剰余金</li> <li>確実性を証明する書類:最近の決算期における貸借対照表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
エ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:59,802千円</li> <li>また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:借入金</li> <li>確実性を証明する書類:融資証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合 100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:0回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
オ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:58,202千円</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金</li> <li>確実性を証明する書類:預金残高証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、放送費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後4年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は94.0% (自社制作の割合94.0% 他社から調達する番組の割合0.0%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:4回 放送開始後1年間の開催計画:4回</li> </ul>
カ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:58,202千円</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金</li> <li>確実性を証明する書類:預金残高証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
キ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:58,702千円</li> <li>また、より充実した放送(HD化)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金</li> <li>確実性を証明する書類:預金残高証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益が2年目以降毎年増加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合67.9% 他社から調達する番組の割合 32.1%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ク番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:59,042千円</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既にHD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金等</li> <li>確実性を証明する書類:預金残高証明書等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合10.1% 他社から調達する番組の割合 89.9%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ケ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:238,202千円</li> <li>また、より充実した放送(HD化)を行うために必要な初期費用については、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金</li> <li>確実性を証明する書類:預金残高証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合100% 他社から調達する番組の割合0.0%)</li> <li>番組審議会の開催 放送法上、放送番組審議機関の設置の適用除外となる放送番組。</li> </ul>
コ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:59,002千円</li> <li>また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:出資金</li> <li>確実性を証明する書類:株式引受承諾書の写し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な初期費用については「設備費等に計上」又は「既に設備を保有しているため不要」のいずれかであり、資金調達計画の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2)いずれの申請番組も、資金の調達方法について現預金、増資・融資等の方法を明記し、その証拠書類も添付されており、計画の確実性に差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な費用を技術費等に計上しており、費用算出の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2)いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施。その適正性に差は無いと判断。</p> <p>3)申請番組に係る事業計画については、「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」、若しくは、「黒字化はしないが事業開始後5年間営業利益は上昇傾向」、又は「事業開始後5年間収支均衡」、のいずれかとなっており、業務の維持確実性の差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)放送番組を確実に制作できる放送時間と、確実に調達できる放送時間の合計時間が総放送時間に占める割合が100%である申請番組を優位と判断した。</p> <p>2)過去1年間に、番組審議会の開催実績がある申請番組を優位と判断した。</p> <p>この結果、上記1)及び2)の双方を満たす22番組を優位と評価した。</p>

申請番組名	審査項目	1 資金調達に適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性	3 放送番組の制作及び調達等
サ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:不要</li> <li>東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益が2年目以降毎年増加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は91.7% (自社制作の割合12.5% 他社から調達する番組の割合79.2%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:3回 放送開始後1年間の開催計画:4回</li> </ul>
シ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:58,202千円</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金</li> <li>確実性を証明する書類:預金残高証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合 100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ス番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:96,602千円</li> <li>また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既にHD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:借入金</li> <li>確実性を証明する書類:融資証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組及び番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
セ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:59,002千円</li> <li>また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:出資金</li> <li>確実性を証明する書類:株式引受承諾書の写し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ソ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:85,802千円</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既にHD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:資本金、利益剰余金</li> <li>確実性を証明する書類:最近の決算期における貸借対照表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送において放送されていた番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合4.2% 他社から調達する番組の割合95.8%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
タ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:58,202千円</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:借入金</li> <li>確実性を証明する書類:融資証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は92.4%。 (自社制作の割合20.0% 他社から調達する番組の割合 72.4%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
チ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:156,292千円</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既にHD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金</li> <li>確実性を証明する書類:最近の決算期における貸借対照表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合59.1% 他社から調達する番組の割合40.9%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:4回 放送開始後1年間の開催計画:4回</li> </ul>
ツ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:93,202千円</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金</li> <li>確実性を証明する書類:預金残高証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合2.4% 他社から調達する番組の割合97.6%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:1回以上</li> </ul>
テ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:59,255千円</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既にHD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:借入金</li> <li>確実性を証明する書類:融資証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後4年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合22.1% 他社から調達する番組の割合77.9%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:0回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ト番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:82,667千円</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既にHD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:資本金、現預金</li> <li>確実性を証明する書類:最近の決算期における貸借対照表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、放送費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合100% 他社から調達する番組の割合 0.0%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な初期費用については「設備費等に計上」又は「既に設備を保有しているため不要」のいずれかであり、資金調達計画の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2)いずれの申請番組も、資金の調達方法について現預金、増資・融資等の方法を明記し、その証拠書類も添付されており、計画の確実性に差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な費用を技術費等に計上しており、費用算出の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2)いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施。その適正性に差は無いと判断。</p> <p>3)申請番組に係る事業計画については、「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」、若しくは、「黒字化はしないが事業開始後5年間営業利益は上昇傾向」、又は「事業開始後5年間収支均衡」、のいずれかとなっており、業務の維持確実性の差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)放送番組を確実に制作できる放送時間と、確実に調達できる放送時間の合計時間が総放送時間に占める割合が100%である申請番組を優位と判断した。</p> <p>2)過去1年間に、番組審議会の開催実績がある申請番組を優位と判断した。</p> <p>この結果、上記1)及び2)の双方を満たす22番組を優位と評価した。</p>

**審査の結果 比較審査  
(審査基準別紙3「3」の審査)  
【HD申請番組】**

申請番組名	審査項目	1 資金調達 の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性	3 放送番組の制作及び調達等
ナ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:59,002千円</li> <li>また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:出資金</li> <li>確実性を証明する書類:株式引受承諾書の写し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後5年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。</li> <li>(自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ニ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:800千円</li> <li>東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。</li> <li>また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:利益剰余金</li> <li>確実性を証明する書類:最近の決算期における貸借対照表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。</li> <li>(自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
又番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:177,000千円</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>資金調達の方法:資本金、出資金又は借入金</li> <li>確実性を証明する書類:融資証明書等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。</li> <li>(自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ネ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:不要</li> <li>東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。</li> <li>また、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、技術費、放送費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。</li> <li>(自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ノ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:110,132千円</li> <li>また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金</li> <li>確実性を証明する書類:預金残高証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。</li> <li>(自社制作の割合24.0% 他社から調達する番組の割合76.0%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ハ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:90,242千円</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既にHD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金</li> <li>確実性を証明する書類:預金残高証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益が2年目以降毎年増加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。</li> <li>(自社制作の割合100% 他社から調達する番組の割合0.0%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:0回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ヒ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:58,202千円</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:借入金</li> <li>確実性を証明する書類:融資証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の収支が均衡。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。</li> <li>(自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
フ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:426,526千円</li> <li>また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:出資金</li> <li>確実性を証明する書類:株式引受承諾書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。</li> <li>(自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:4回 放送開始後1年間の開催計画:2回</li> </ul>
ヘ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始までに要する資金の額:59,002千円</li> <li>また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。</li> <li>なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。</li> <li>資金調達の方法:現預金</li> <li>確実性を証明する書類:預金残高証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。</li> <li>また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。</li> <li>業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。</li> <li>(自社制作の割合13.5% 他社から調達する番組の割合 86.5%)</li> <li>番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:6回</li> </ul>
評価の考え方	<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な初期費用については「設備費等に計上」又は「既に設備を保有しているため不要」のいずれかであり、資金調達計画の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2)いずれの申請番組も、資金の調達方法について現預金、増資・融資等の方法を明記し、その証拠書類も添付されており、計画の確実性に差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な費用を技術費等に計上しており、費用算出の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2)いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施。その適正性に差は無いと判断。</p> <p>3)申請番組に係る事業計画については、「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」、若しくは、「黒字化はしないが事業開始後5年間営業利益は上昇傾向」、又は「事業開始後5年間収支均衡」、のいずれかとなっており、業務の維持確実性の差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)放送番組を確実に制作できる放送時間と、確実に調達できる放送時間の合計時間が総放送時間に占める割合が100%である申請番組を優位と判断した。</p> <p>2)過去1年間に、番組審議会の開催実績がある申請番組を優位と判断した。</p> <p>この結果、上記1)及び2)の双方を満たす22番組を優位と評価した。</p>	

申請番組名	審査項目	4 表現の自由の享有	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
ア番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は24.9%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
イ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は35.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ウ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は30.0%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
エ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は40.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
オ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は89.6%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
カ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は30.0%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
キ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、29.2%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、70.8%は同様の編成の既存番組はなく、分野としてはスポーツである。 ・1か月の再放送率は22.4%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ク番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は24.4%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ケ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、44.6%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、55.4%は同様の編成の既存番組はなく、教育という新たな分野である。 ・1か月の再放送率は23.8%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
コ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出していない。 ・1か月の再放送率は11.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
評価の考え方		いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合していることから、申請番組間に差は無いと評価した。	1)衛星基幹放送における新たなジャンル(教育)の申請番組を優位と判断した。 2)衛星基幹放送の既存番組であって、認定を前提とした当該既存番組の廃止届を提出している申請番組は、廃止された周波数による新たな認定により、衛星基幹放送全体としての多様性が向上する可能性があることから優位と判断した。 3)1か月の再放送率が低い順に8番組を優位と判断した。 この結果、優位とされる項目のより多い、上位8位まで15番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	4 表現の自由の享有	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
サ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は0.0%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
シ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は13.0%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ス番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、20%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、80%は衛星基幹放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.6%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
セ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は25.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ソ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送において放送されていた番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.1%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
タ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は29.2%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
チ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は34.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ツ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は23.1%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
テ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は27.8%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ト番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出していない。 ・1か月の再放送率は28.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
評価の考え方		いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合していることから、申請番組間に差は無いと評価した。	1)衛星基幹放送における新たなジャンル(教育)の申請番組を優位と判断した。 2)衛星基幹放送の既存番組であって、認定を前提とした当該既存番組の廃止届を提出している申請番組は、廃止された周波数による新たな認定により、衛星基幹放送全体としての多様性が向上する可能性があることから優位と判断した。 3)1か月の再放送率が低い順に8番組を優位と判断した。 この結果、優位とされる項目のより多い、上位8位まで15番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	4 表現の自由の享有	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
ナ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は21.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ニ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は25.9%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ヌ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、44.6%は衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であり、55.4%は同様の編成の既存番組はなく、教育という新たな分野である。 ・1か月の再放送率は0.0%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ネ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は49.6%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ノ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.3%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ハ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は10.3%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ヒ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は29.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
フ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は57.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ヘ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は3.4%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
評価の考え方		いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合していることから、申請番組間に差は無いと評価した。	1)衛星基幹放送における新たなジャンル(教育)の申請番組を優位と判断した。 2)衛星基幹放送の既存番組であって、認定を前提とした当該既存番組の廃止届を提出している申請番組は、廃止された周波数による新たな認定により、衛星基幹放送全体としての多様性が向上する可能性があることから優位と判断した。 3)1か月の再放送率が低い順に8番組を優位と判断した。 この結果、優位とされる項目のより多い、上位8位まで15番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護	9 字幕番組等の充実
ア番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、82.0%である。 ・解説放送を実施する。
イ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、91.9%である。 ・解説放送を実施する。
ウ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、97.4%である。 ・解説放送を実施する。
エ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、81.9%である。 ・解説放送を実施しない。
オ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、97.6%である。 ・解説放送を実施する。
カ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、92.2%である。 ・解説放送を実施する。
キ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施する。
ク番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、90.1%である。 ・解説放送を実施する。
ケ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施する。
コ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、94.9%である。 ・解説放送を実施する。
評価の考え方		いずれの申請番組も、個人情報の漏洩等が発生した場合に、個人情報保護法の努力義務規定及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」が定めている対応をすべて行うことを明らかにしており、申請番組間に差は無いと評価した。	いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じているか、いずれかであり、申請番組間に差は無いと評価した。	解説放送を実施する申請番組の中から、字幕付与率の高い順に、上位8番組を優位と評価した。

申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護	9 字幕番組等の充実
サ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、71.7%である。 ・解説放送を実施する。
シ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、60.0%である。 ・解説放送を実施する。
ス番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、99.8%である。 ・解説放送を実施する。
セ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、92.9%である。 ・解説放送を実施する。
ソ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、81.8%である。 ・解説放送を実施する。
タ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、98.0%である。 ・解説放送を実施する。
チ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、97.0%である。 ・解説放送を実施する。
ツ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、99.4%である。 ・解説放送を実施する。
テ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、90.2%である。 ・解説放送を実施する。
ト番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施する。
評価の考え方		いずれの申請番組も、個人情報の漏洩等が発生した場合に、個人情報保護法の努力義務規定及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」が定めている対応をすべて行うことを明らかにしており、申請番組間に差は無いと評価した。	いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じているか、いずれかであり、申請番組間に差は無いと評価した。	解説放送を実施する申請番組の中から、字幕付与率の高い順に、上位8番組を優位と評価した。



申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護	9 字幕番組等の充実
ナ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、92.6%である。 ・解説放送を実施する。
ニ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、90.6%である。 ・解説放送を実施する。
ヌ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施する。
ネ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、98.4%である。 ・解説放送を実施しない。
ノ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、92.3%である。 ・解説放送を実施する。
ハ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、96.0%である。 ・解説放送を実施する。
ヒ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、60.0%である。 ・解説放送を実施する。
フ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、95.8%である。 ・解説放送を実施しない。
ヘ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施する。
評価の考え方		いずれの申請番組も、個人情報の漏洩等が発生した場合に、個人情報保護法の努力義務規定及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」が定めている対応をすべて行うことを明らかにしており、申請番組間に差は無いと評価した。	いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じているか、いずれかであり、申請番組間に差は無いと評価した。	解説放送を実施する申請番組の中から、字幕付与率の高い順に、上位8番組を優位と評価した。







**審査の結果 比較審査**  
**(審査基準別紙3「3」の審査)**  
**【HD申請番組】**

申請番組名	審査項目	13 提供条件の説明及び苦情等の処理	14 放送番組の視聴需要
ア番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中15位である。</li> </ul>
イ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中5位である。</li> </ul>
ウ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中9位である。</li> </ul>
エ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中26位である。</li> </ul>
オ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中12位である。</li> </ul>
カ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中8位である。</li> </ul>
キ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中24位である。</li> </ul>
ク番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中23位である。</li> </ul>
ケ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中29位である。</li> </ul>
コ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中14位である。</li> </ul>
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されており、申請番組間に差は無いと判断した。</p> <p>2)いずれの申請番組も、委託先の業務実態を把握する計画を有しており、申請番組間に差はないと判断した。</p> <p>この結果、申請番組間に差はないと評価した。</p>	<p>過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位8番組を優位と評価した。</p>

**審査の結果 比較審査**  
**(審査基準別紙3「3」の審査)**  
**【HD申請番組】**

申請番組名	審査項目	13 提供条件の説明及び苦情等の処理	14 放送番組の視聴需要
サ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中11位である。</li> </ul>
シ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中2位である。</li> </ul>
ス番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組及び番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中16位である。</li> </ul>
セ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中28位である。</li> </ul>
ソ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送において放送されていた番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中25位である。</li> </ul>
タ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中20位である。</li> </ul>
チ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中4位である。</li> </ul>
ツ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中18位である。</li> </ul>
テ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中13位である。</li> </ul>
ト番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中3位である。</li> </ul>
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されており、申請番組間に差は無いと判断した。</p> <p>2)いずれの申請番組も、委託先の業務実態を把握する計画を有しており、申請番組間に差はないと判断した。</p> <p>この結果、申請番組間に差はないと評価した。</p>	<p>過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位8番組を優位と評価した。</p>

**審査の結果 比較審査**  
**(審査基準別紙3「3」の審査)**  
**【HD申請番組】**

申請番組名	審査項目	13 提供条件の説明及び苦情等の処理	14 放送番組の視聴需要
ナ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中27位である。</li> </ul>
ニ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中10位である。</li> </ul>
ヌ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中21位である。</li> </ul>
ネ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中22位である。</li> </ul>
ノ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中19位である。</li> </ul>
ハ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中7位である。</li> </ul>
ヒ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中17位である。</li> </ul>
フ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中1位である。</li> </ul>
ヘ番組		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。</li> <li>主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。</li> <li>主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中6位である。</li> </ul>
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されており、申請番組間に差は無いと判断した。</p> <p>2)いずれの申請番組も、委託先の業務実態を把握する計画を有しており、申請番組間に差はないと判断した。</p> <p>この結果、申請番組間に差はないと評価した。</p>	<p>過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位8番組を優位と評価した。</p>